



愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年9月22日金曜日 第445号

◇ 目 次 ◇

落札者等の告示.....	(原子力安全対策課) ...	878
医療機関の指定.....	(保健福祉課) ...	878
指定医療機関の廃止の届出.....	(") ...	878
指定医療機関の辞退.....	(") ...	879
介護機関(居宅介護事業者)の指定.....	(") ...	879
介護機関(介護予防事業者)の指定.....	(") ...	879
指定介護機関(居宅介護事業者)の変更.....	(") ...	879
指定介護機関(介護予防事業者)の変更.....	(") ...	879
指定介護機関(居宅介護支援事業者)の変更.....	(") ...	880
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	(経営支援課) ...	880
保安林予定森林にする旨の通知(3件).....	(森林整備課) ...	880
保安林の指定(2件).....	(") ...	881
落札者等の告示.....	(土木管理課) ...	882
基本測量の実施の通知.....	(道路維持課) ...	882
都市計画事業の認可.....	(都市整備課) ...	882
瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....	(中予地方局環境保全課) ...	882
土地改良区役員の就退任の届出(2件).....	(南予地方局農村整備課) ...	885

公 告

砂利採取業務主任者試験の実施.....	(土木管理課) ...	885
---------------------	-------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1016号

次のとおり落札者を決定した。

令和5年9月22日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
令和5年度サーベイメータ及びデジタル式警報線量計保守点検業務一式	愛媛県県民環境部防災局原子力安全対策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和5年9月5日	株式会社千代田テクノロジー 大阪営業所 大阪府吹田市江坂町二丁目1番43号	82,500,000円	一般競争入札	令和5年7月25日

○愛媛県告示第1017号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

令和5年9月22日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
おかうのまち歯科	西予市宇和町卯之町2丁目199番地1	令和5年7月1日

○愛媛県告示第1018号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のように廃止した旨の届出があった。

令和5年9月22日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
医療法人社団小泉産婦人科医院	八幡浜市松柏丙780番地	令和5年6月30日
おかうのまち歯科	西予市宇和町卯之町2丁目199番地1	令和5年6月30日

○愛媛県告示第1019号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があった。

令和5年9月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
株式会社澤田薬局	上浮穴郡久万高原町久万171-1	令和5年8月31日

○愛媛県告示第1020号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

令和5年9月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人東岡整形外科	伊予郡松前町恵久美670番地1	東岡整形外科	伊予郡松前町恵久美670番地1	令和5年7月28日

○愛媛県告示第1021号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

令和5年9月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人東岡整形外科	伊予郡松前町恵久美670番地1	東岡整形外科	伊予郡松前町恵久美670番地1	令和5年7月28日

○愛媛県告示第1022号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業者）から主たる事務所の所在地及び居宅介護事業を行う事業所の所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和5年9月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社洸	（変更後） 西条市大町1695-4 Fビル テナント202号室	訪問看護ステーション 仁〜じん〜	（変更後） 西条市大町1695-4 Fビル テナント202号室	令和5年2月1日
	（変更前） 新居浜市本郷一丁目11番23号		（変更前） 西条市周布212-7	

○愛媛県告示第1023号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（介護予防事業者）から主たる事務所の所在地及び介護予防事業を行う事業所の所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和5年9月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社洸	（変更後） 西条市大町1695-4 Fビル テナント202号室	訪問看護ステーション 仁〜じん〜	（変更後） 西条市大町1695-4 Fビル テナント202号室	令和5年2月1日
	（変更前） 新居浜市本郷一丁目11番23号		（変更前） 西条市周布212-7	

○愛媛県告示第1024号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業者）から名称、主たる事務所の所在地及び居宅介護支援事業を行う事業所の名称を次のように変更した旨の届出があった。

令和5年9月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
（変更後） 株式会社ココロココ	（変更後） 四国中央市妻島町1817番地1	（変更後） 居宅介護支援事業所 ココロココ	今治市山路町1丁目3-21	令和3年3月1日
（変更前） 株式会社サン・ファミリア	（変更前） 四国中央市下柏町661番地1	（変更前） 居宅介護支援事業所 サン・ファミリア今治		

○愛媛県告示第1025号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに鬼北町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和5年9月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス鬼北店
北宇和郡鬼北町大字近永1108番1 他5筆
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 横山 英昭
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 横山 英昭
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和6年5月7日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,238.88平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
47台
イ 駐輪場の収容台数
10台
ウ 荷さばき施設の面積
27平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
9立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

令和5年9月6日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに鬼北町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1026号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年9月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林予定森林の所在場所

伊予市中山町中山1号342、1号344、1号382の1、1号382の4

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

中山町中山1号342（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び伊予市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1027号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和5年9月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所
伊予市中山町中山7号163の1、7号192
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
中山町中山7号163の1・7号192(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び伊予市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1028号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和5年9月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所
西予市城川町下相88、97、100、118から123まで、125
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
城川町下相100・118から123まで・125(以上8筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1029号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年9月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林の所在場所
今治市玉川町鬼原字長通り乙27、乙29、乙30、乙31の1、乙31の2、乙32の1、乙33の1、乙33の2、乙34
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字長通り乙27・乙29・乙30・乙31の1・乙32の1・乙33の1・乙33の2・乙34(以上8筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1030号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年9月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林の所在場所
今治市上浦町井口8050の1、8050の2、8069、8070、8071の1、8071の2、8072から8076まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
上浦町井口8072・8074から8076まで(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、8073
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1031号

次のとおり落札者を決定した。

令和5年9月22日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
県庁第二別館新築工事	愛媛県土木部土木管理課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和5年8月22日	県庁第二別館新築工事 熊谷・一宮・二神共同 企業体 東京都新宿区津久戸町2番1号	6,680,300,000円	一般競争入札	令和5年6月13日

○愛媛県告示第1032号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和5年9月22日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 基本測量(空中写真撮影)
- 2 作業期間 令和5年10月23日から
令和6年3月31日まで
- 3 作業地域 今治市、新居浜市、西条市

○愛媛県告示第1033号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定に基づき、次のように都市計画事業を認可した。

令和5年9月22日

愛媛県知事 中村時広

- 1 施行者の名称
新居浜市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
新居浜都市計画道路事業
3・4・20号 宇高西筋線
- 3 事業施行期間
令和5年9月22日から
令和12年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
愛媛県新居浜市宇高町二丁目、沢津町二丁目及び高津町地内
 - (2) 使用の部分
なし

○愛媛県告示第1034号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第4項に規定する書面は、愛媛県中予保健所、松山市役所及び東温市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和5年9月22日

愛媛県中予保健所長 廣瀬浩美

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
四国医療サービス株式会社
松山市久万ノ台1195番地
代表取締役 吉永 英人
- 2 事業場の名称及び所在地
四国医療サービス株式会社愛媛工場
東温市南野田429番地48
- 3 特定施設の種類の
水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。)別表第1
第66の5号 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設
第67号 洗濯業の用に供する洗浄施設
- 4 変更しようとする事項の内容
隣接事業所の承継に係る特定施設の設置、一部廃止、及び既存特定施設の配置
特定施設の使用の方法
既存排水処理施設排水の水質、水量等、排水処理施設の設置
排水の汚染状態及び量
排水の系統(特定排水のNo.1排水口への統合)
- 5 特定施設に関する事項
 - (1) 既設分(施設番号1)

	変更前	変更後
原材料の種類及び1日当たりの使用量	病院寝具： 12,000kg/日 洗剤：30kg/日 (無リン) 助剤：30kg/日	病院寝具： 14,000kg/日 洗剤：35kg/日 (無リン) 助剤：35kg/日
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 90 最大 112	通常 120 最大 130

(2) 既設分(施設番号2)

	変更前	変更後
原材料の種類及び1日当たりの使用量	病院寝具： 12,000kg/日	病院寝具： 14,000kg/日
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 6 最大 8	通常 14 最大 19

(3) 既設分(施設番号3)

	変更前	変更後
原材料の種類及び1日当たりの使用量	病院寝具：2,400kg/日 洗剤：12kg/日 (無リン) 助剤：12kg/日	病院寝具：2,600kg/日 洗剤：13kg/日 (無リン) 助剤：13kg/日
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 38 最大 48	通常 50 最大 56

(4) 既設分(施設番号4)

	変更前	変更後
原材料の種類及び1日当たりの使用量	病院寝具：800kg/日 洗剤：4kg/日 (無リン) 助剤：4kg/日	病院寝具：900kg/日 洗剤：4.5kg/日 (無リン) 助剤：4.5kg/日
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 20 最大 24	通常 29 最大 32

(5) 既設分(施設番号5、6、7、8(同型4基))

	変更前	変更後
原材料の種類及び1日当たりの使用量	病院寝具：800kg/日 洗剤：4kg/日 (無リン) 助剤：4kg/日	病院寝具：900kg/日 洗剤：4.5kg/日 (無リン) 助剤：4.5kg/日
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 76 最大 96	通常 120 最大 128

備考 汚水量は、5～8の4台合算分。

(6) 既設分(施設番号9)

	変更前	変更後
原材料の種類及び1日当たりの使用量	病院寝具：400kg/日 洗剤：2kg/日 (無リン) 助剤：2kg/日	病院寝具：450kg/日 洗剤：2.2kg/日 (無リン) 助剤：2.2kg/日
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 6 最大 8	通常 7 最大 9

(7) 既設分(施設番号10、11(同型2基))

	変更前	変更後
原材料の種類及び1日当たりの使用量	病院寝具：160kg/日 洗剤：0.4kg/日 (無リン) 助剤：0.4kg/日	病院寝具：180kg/日 洗剤：0.4kg/日 (無リン) 助剤：0.4kg/日
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 3 最大 5	通常 4 最大 6

備考 汚水量は、10、11の2台合算分。
11は、設置場所を変更する。

(8) 既設分(施設番号14)

	変更前	変更後
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 20 最大 24	廃止

備考 変更後は施設を廃止する。

(9) 既設分(施設番号15)

	変更前	変更後
原材料の種類及び1日当たりの使用量	病院寝具：400kg/日 洗剤：2kg/日 (無リン) 助剤：2kg/日	病院寝具：450kg/日 洗剤：2.2kg/日 (無リン) 助剤：2.2kg/日
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 6 最大 8	通常 7 最大 9

備考 設置場所を変更する。

(10) 既設分(施設番号17、18、19(同型3基))

	変更前	変更後
原材料の種類及び1日当たりの使用量	病院寝具：800kg/日 洗剤：5kg/日 (無リン) 助剤：5kg/日	病院寝具：900kg/日 洗剤：5.5kg/日 (無リン) 助剤：5.5kg/日
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 77 最大 96	通常 87 最大 96

備考 汚水量は、17～19の3台合算分。

(11) 新設分(施設番号20)

特定施設の種別	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。)別表第1第66の5号 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	
特定施設の能力	16,000食/日	
設置年月日	2001年8月	
特定施設の使用時間間隔	6:30～26:00	
特定施設の1日当たりの使用時間	20時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	特になし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6～8 最大 5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 680 最大 850
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 360 最大 450
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 440 最大 550
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 24 最大 30
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 24 最大 30

ノルマルヘキサン抽出物質含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 80 最大 100
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 60.8 最大 75.2

6 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 既設分(施設番号16排水処理施設(既設))

		変更前		変更後	
処理施設に	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
よる処理前及び処理後の汚水等の	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9 最大 10	通常 6~8 最大 5.8~8.6	通常 6~9 最大 6~10	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
汚染状態の	生物化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 86 最大 194	通常 5 最大 10	通常 194 最大 200	通常 5 最大 10
値	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 98 最大 146	通常 10 最大 15	通常 146 最大 200	通常 10 最大 15
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 64 最大 98	通常 10 最大 15	通常 98 最大 100	通常 10 最大 15
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 12	通常 6 最大 7	通常 12 最大 15	通常 6 最大 7
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 1	通常 0.3 最大 0.6	通常 1 最大 1	通常 0.3 最大 0.6
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 13 最大 30	通常 1 最大 5	通常 25 最大 30	通常 2 最大 5
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 360 最大 452	通常 360 最大 452	通常 450 最大 500	通常 450 最大 500

(2) 新設分(施設番号21排水処理施設)

設置年月日	2001年8月
処理施設の種別	物理処理+化学処理+生物処理
処理施設の型式	スクリーン、凝集剤添加油水分離、ORP制御凝集剤添加間欠長時間曝気方式
処理施設の構造	RC構造
処理施設の主要寸法(単位メートル)	縦7.3×横14.1×高さ4.85
処理施設の能力	1日当たり78立方メートル
汚水等の処理の方式	スクリーン、凝集剤添加油水分離、ORP制御凝集剤添加間欠長時間曝気方式
処理施設の使用時間間隔	連続

処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	特になし		
処理施設に	項目	処理前	処理後
よる処理前及び処理後の汚水等の	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6~8 最大 5.8~8.6	通常 6~8 最大 5.8~8.6
汚染状態の	生物化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 680 最大 850	通常 10 最大 20
値	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 360 最大 450	通常 18 最大 25
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 440 最大 550	通常 12 最大 15
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 24 最大 30	通常 5 最大 15
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 24 最大 30	通常 1 最大 2
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 80 最大 100	通常 7 最大 8
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 63 最大 78	通常 63 最大 78

7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	項目	No.1排水口	
		変更前	変更後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6~8 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 10	通常 6 最大 11
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 15	通常 11 最大 17
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 15	通常 11 最大 15
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6 最大 7	通常 6 最大 8
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.3 最大 0.6	通常 0.4 最大 0.8

ノルマルヘキサン抽出物質含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1	通常 3
	最大 5	最大 5
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 360 最大 452	通常 513 最大 578

備考 No.1排水口からは、排水処理施設2基(施設番号16、21)の排水を合わせた水が排出される。
このほかに、雨水専用排水口としてNo.2、No.3排水口がある。

○愛媛県告示第1035号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、松野町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和5年9月22日

愛媛県南予地方局長 阿部 恭司

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	関本 豊	松野町大字豊岡324番地
"	谷崎 儀一郎	松野町大字延野々1746番地
"	村田 和宏	松野町大字上家地600番地
"	橋本 和男	松野町大字吉野1490番地
"	芝 美紀	松野町大字目黒1430番地
"	品田 壽和	松野町大字奥野川950番地
"	坂本 浩	松野町大字松丸260番地
監事	岡村 勝	松野町大字延野々1205番地
"	武田 豊明	宇和島市三間町大内150番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	岡 義明	松野町大字松丸38番地
"	井上 吉市	松野町大字豊岡3456番地
"	村田 和宏	松野町大字上家地600番地
"	河野 繁禧	松野町大字目黒821番地
"	橋本 和男	松野町大字吉野1490番
"	品田 壽和	松野町大字奥野川950番地
"	坂本 浩	松野町大字松丸260番地
監事	岡村 勝	松野町大字延野々1205番地
"	武田 豊明	宇和島市三間町大内150番地

○愛媛県告示第1036号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、津島町中央土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和5年9月22日

愛媛県南予地方局長 阿部 恭司

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	武田 誠樹	宇和島市津島町下畑地甲1283-3
"	木田 守一	宇和島市津島町浦知427
"	山本 湧太	宇和島市津島町近家1112-7
"	山下 保志	宇和島市下波3755
"	魚崎 泰郎	宇和島市津島町北灘乙1912
"	河野 昌朋	宇和島市吉田町白浦1439
"	坂本 順作	宇和島市津島町岩松1905
"	梅村 健則	宇和島市津島町近家甲209-18
"	細川 陽一	宇和島市津島町北灘丁1208
監事	清家 茂	宇和島市津島町近家甲253
"	藤岡 功	宇和島市津島町上畑地甲327

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	武田 誠樹	宇和島市津島町下畑地甲1283-3
"	木田 守一	宇和島市津島町浦知427
"	山本 湧太	宇和島市津島町近家1112-7
"	山下 保志	宇和島市下波3755
"	魚崎 泰郎	宇和島市津島町北灘乙1912
"	河野 昌朋	宇和島市吉田町白浦1439
"	坂本 順作	宇和島市津島町岩松1905
"	清家 茂	宇和島市津島町近家甲253
"	細川 陽一	宇和島市津島町北灘丁1208
監事	藤岡 功	宇和島市津島町上畑地甲327
"	梅村 健則	宇和島市津島町近家甲209-18

公 告

○公 告

砂利採取業務主任者試験の実施について

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条第1項の規定に基づき、令和5年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和5年9月22日

愛媛県知事 中村 時 広

- 試験の場所
松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県庁会議室(第一別館3階 第3・第5会議室)
- 試験の日時
令和5年11月10日(金)午前10時
- 受験願書の提出期間
令和5年10月2日(月)から13日(金)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 受験願書の請求先及び提出先
愛媛県土木部土木管理局土木管理課又は住所地为管轄する地方局建設部若しくは土木事務所